

第1回屋台との共生のあり方研究会

平成23年9月16日（金）

【事務局（臼井）】 それでは、時間が参りましたので、今から会議の進行をさせていただきます。

開会に先立ちまして、まず事務局からご連絡を申し上げます。

私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長をしております臼井と申します。よく屋台課長と言われている臼井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日ご多忙中にもかかわらず、屋台との共生のあり方研究会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料は、頭から、議事次第、研究会の設置要綱、委員の方々の名簿、座席表——若干、座席表が会場設営の都合上、レイアウトがスクリーンの位置など異なっておりますが、ご了承ください。そして、第1回説明資料をお配りしているところでございます。

また、今回の会議につきましては、広く議論を公開して、皆様とともに屋台について考えることを目的といたしまして、今こちらに来られている報道の方々、また傍聴の方々も自由にいたしまして、あと、Ustreamを利用して動画配信も行っております。

また、会場内で、例えば、ツイッターなどの利用もご自由にいただければと思いますが、携帯電話はマナーモードにして、通話をご遠慮いただき、議事の妨げにならないようお願いいたします。

次に、報道関係の皆様、また傍聴の皆様へのご注意でございます。

当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお渡ししておりますが、傍聴席からの発言や拍手等はできません。これら注意事項を守られない場合には退席をいただく場合もございますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、高島市長よりごあいさつ申し上げます。高島市

長、よろしく願いいたします。

【高島市長】 皆さんおはようございます。今日は、このように多数お集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

これから福岡市ではいよいよ、屋台との共生を考える研究会をスタートさせたいと思います。今日、委員にご就任をいただきました皆様方、ほんとうにご多忙中にもかかわらず、快く委員への就任を快諾していただきまして、ほんとうにありがとうございます。感謝をいたします。

福岡では、平成8年に屋台問題研究会というものができました。そして、平成12年には屋台指導要綱といったものができました。そこで、いわゆる一代限りというルールも決まったわけでございます。

あれから10年がたちました。福岡市の中で、屋台の数というものは年々減って、激減という状況になっております。それでも全国の4割の屋台がこの福岡市に集まっているということで、これは福岡市の大きな個性にもなっているわけでございます。果たして、このまま福岡市から屋台が消えてしまってもいいのか。ほんとうに消えていいのか。私は、できることならば、この福岡市に屋台は残ってほしい、まちの個性として残ってほしいというふうに思いました。

ただ一方で、もっと法律ですとか屋台指導要綱を守るべきではないか、もしくはまちの皆さんのご理解を得る、そういった努力、それから、屋台に対する指導、こういったことを福岡市が行政としてしっかり取り組んできたのか、こういったことも課題として考えております。

今回の屋台との共生のあり方研究会には、さまざまな立場の方に委員に就任をいただきました。観光、行政、食品衛生、道路の管理、法律、料飲組合の皆さん、それから障害者、女性、OL、外国人、それから屋台を実際にされている屋台組合の皆さん方、さらには、その屋台がある地域の代表の皆様、ほんとうにさまざまな立場の皆さんに今回は委員にご就任をいただきました。そしてまた、そのさまざまな立場からのご意見をまとめていただく屋台会長として、ジャーナリストで幅広い見識と経験をお持ちの、福岡県出身、鳥越俊太郎さんにご就任をいただきました。委員の皆さん、そして会長様、ほんとうにありがとうございます。

福岡市が、これから市民にほんとうに理解されて、そして愛されて、これから福岡市とともに共生していくためにどんな課題があるのか、どういうことを克服しなければいけな

いのか、そして一代限りという扱いをどうするのか、新規参入をどうするのか、こういった問題を行政も行政としてしっかり考えていきます。そしてまた、この研究会において、さまざまな立場からの活発なご議論が出ることを、そして、みんなが理解し、納得し、これから屋台が福岡市とともにあるための、何か光が、糸口が見えてくる、そういった研究会になればというのが私の希望でございます。

これからおよそ半年間、大変お忙しい中でご負担をおかけしますが、どうぞ活発な議論をお願いしたいと思います。

本日はまことにありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（臼井）】 それでは、市長は公務がございますので、これにて退席をさせていただきます。

【高島市長】 どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長退室〕

【事務局（臼井）】 それでは、第1回屋台との共生のあり方研究会を開催させていただきます。

初めに、事務的なご連絡をさせていただきます。

まず、研究会の構成についてご説明をいたします。研究会の設置要綱第3条に基づき、会長及び委員は市長が委嘱することとしておりますので、本日、委員の皆様のお手元に委嘱状を置かせていただいております。

続きまして、お手元の委員名簿と座席表をごらんください。本研究会の会長でございますけれども、ジャーナリストの鳥越委員にお願いをしております。また、委員の方々のご紹介につきましては、議事が始まった際に鳥越会長よりお願いできればと思っております。

なお、本日、石森委員、田中委員、宮本委員はご欠席でございます。また、以前公表させていただいた委員の方々に加え、よりさまざまな立場の方のご意見を伺うという趣旨から、社団法人福岡市食品衛生協会副会長の早川委員、また、福岡地方料飲組合連合会より大崎委員、園田委員にもご就任いただいておりますので、この場をかりてご報告申し上げます。

それでは、これより会議の進行は鳥越会長にお願いいたします。鳥越会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 おはようございます。鳥越でございます。

私、東京に住んでおりますので、直接、屋台とは何の利害関係もない、関係もないとい

う立場でございます。これまであまり福岡のためになるようなことはしておりませんし、残された時間もあまりない身なものですから、多少は福岡のために何かやろうと思っていたやさき、市長から福岡県出身なので何とか引き受けてくれというお願いがございました。お引き受けをいたしまして聞いてみたら会長ということなので、ちょっと私、任にたえるかどうかわかりませんが、やらせていただきます。

今日、1回目の議事の進め方ですけれども、普通は役所のほうから、るるいろんな説明があつて、今日は大体、その説明を聞いて終わるということになると思うんですけれども、私の会長職権です、1回目なので、今日ここにいらっしゃっている委員の皆さん、お互いに旧知の方もおられるとは思いますが、初めてお会いになる方も多いと思いますので、若干、短目で結構ですので、自己紹介を兼ねて、屋台に関する一言お願いします。延々とやってもらうと時間が足りなくなりますので。今日は全員で二十何人？

【事務局（臼井）】 20名でございます。

【鳥越会長】 20人いらっしゃるので、1人1分でも20分ということになります。今日は2時間しか時間はありませんから、その辺は皆さんの良識というか、判断にお任せいたしますけれども、お名前と、それからお仕事と、何かつけ加えることがあればおっしゃっていただいて、屋台に対するご自分のご意見、印象をお願いします。今日は結論を出す場ではありませんので、結論はとつといてもらって結構ですけれども、大体こういう方が屋台のことについてお話しなさるんだなという認識をお互いで共有することにしようと思えます。

その後、後半で、屋台の問題点、ルールの問題、そういう今後の審議の前提となるようなポイントについて、市側から説明をしていただこうと思えます。したがって、いつもとはちょっと順序が逆になりますけれども、皆さん方のお互いの自己紹介の場ということでいきたいと思えます。

順番はどこからでもいいんですけれども、とりあえず右からいきますかね。済みません、お名前から。

【園田委員】 福岡地方料飲組合の連合会の会計をいたしております園田でございます。南区で飲食店を行っております。

屋台の方々には多くのお友達がおりますし、また、いろんな屋台の基本を今までいろいろ——道路から出ないとか、防犯の面、また後の掃除とか、そういうことをちゃんとなされていかれたら、私はそれなりの存続もいいんじゃないかなろうかと思っております。よろし

くお願いします。

【鳥越会長】 どうもありがとうございます。

【大崎委員】 同じく地方料飲組合連合会の副会長の大崎でございます。よろしく願いしたいと思います。

私は、最初、委嘱されて屋台のモニターをやっておりました。いろいろ屋台については、そのモニター時代から大変な役職だと思ってやっておりましたけれども、それが今後こういう形でまた再開するというので、非常に興味を持っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

【鳥越会長】 よろしくどうぞ。

【松汐委員】 地域を代表しまして、奈良屋地区の自治協議会副会長の松汐でございます。

私は、平成5年から屋台問題に対して市とお話し合いをしております。その後、行政的な要綱とか、いろんなものができたという経緯は知っておりますが、そもそも私はとにかく、屋台の隣接する地域の住民の皆様の声を代表してお話をするつもりで参りました。よろしく願いいたします。

【鳥越会長】 はい、わかりました。どうもありがとうございます。

【進藤委員】 舞鶴校区の自治協議会の会長をしております進藤です。

私、福岡県警を退職して10年になりますけど、屋台の多い博多署、中央署に計18年勤務いたしました。かなり屋台にお世話になっております。やっぱり、なくなると寂しいなと思っております。よろしくお願いします。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【内林委員】 大名校区自治協の内林でございます。

大名校区は、天神の、今ここもそうなんですけど、ど真ん中にございまして、一番の繁華街ということです。今、住民は非常に高齢化が進んでいまして、減っております。その中で屋台、私自身は最近は行っていませんけど、若いころ、よく行っていました。どっちかといったら福岡の屋台というのは安いというイメージがありまして、そこで一杯仕上げて、後どこかに行くというようなことをやっていたんですけど、最近はいいい値段であるような話を聞きます。ぜひ、福岡の文化としての屋台は残ってほしいなとは思っています。いろんな議論があると思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

【鳥越会長】 ありがとうございます。

【世良委員】 世良洋子と申します。野中・西村法律事務所に所属する弁護士でございます。私は、育ちも福岡で、屋台には学生時代のころから通ったりなど、なれ親しんでおりました。

今回の研究会は、共生のあり方とありますように、ともに生きるとございますが、多くの利害関係を有する方々がいらっしゃいます。それは屋台というものがまさに道路にあるということで、公共のパブリックスペースにあるということから、やはり利害関係者がたくさんおられると思います。その方々の利害調整ということはこの研究会では真剣に議論していくと思いますが、その一つの道具として、法的な観点からの意見を申し述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 九州大学の佐藤と申します。景観あるいはデザインについてやっています。

私は、今の屋台のデザインに少しでもかかわらせていただいております。35年くらい前、着任早々に今の基本形をつくらせていただきました。私自身も屋台を愛用しているんですが、最近少し楽しくなくなっているということも感じておまして、そこにはさまざまな問題があるかと思っておりますので、その問題を解決しながら、何かこれからのよりよい都市生活のあり方を考えていければいいかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【井上委員】 井上信昭でございます。私は、NPO法人タウン・コンパスに所属しております。

タウン・コンパスと申しましても、皆様、ほとんどご存じないかと思いますが、去年まで、天神のそばのであい橋から水上交通——船を出して、博多の魅力を高めていこうという、そういう活動をしておるNPOでございます。

私自身は学生時代からずっと福岡におりますけれども、若いときは、一杯飲んだら必ず屋台でラーメンという定番生活をしておりました。最近はとんとごぶさたしておりますので、こういう場に出させていただいたので、ぜひまた改めて足を運んでみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【池内委員】 皆さん、こんにちは。私は、テノ・コーポレーションの代表をしております池内と申します。そして、福岡中経協という社団法人の副会長として今日は参加をさせていただきます。

事業は、ほんとうに、全く屋台とは関係なく、育児、家事、介護の事業をしておりまして、ただ、私どもの事業は、そういった事業を通して、子供たち、それから女性たちが住みたいまちづくりということを目指しております。そういった観点で、屋台との共生という意味で、福岡の活性化、あるいは経済問題もちろん、雇用問題、福祉問題、いろんな社会背景の中の視点で、屋台がどうなのか勉強させていただきたいと思っております。

また、今回、屋台についてということで、私は今まで全然畑が違うのであれでしたが、ただ、東京からお客様が来たときに屋台に行きたいということで、そういった意味で利用をさせていただきました。今日、ちょっと資料を見ましたら、いろんな課題もあるということで、今から勉強させていただいて、何かコメントができたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【秋吉委員】 こんにちは。私は、月刊誌で「福岡Walker」という情報誌を発行しております角川マガジンの秋吉といいます。よろしくお願いいたします。

私は転勤で福岡に来て、東京と行ったり来たりしながら10年ぐらい福岡にいますけれども、20代のころに一番最初に屋台に行ったときに、会話についていけず、すごすごと苦い思いで退散した記憶があります。今40代になりまして、酒場での隣のお客さんとの会話とかも楽しめるようになって、屋台のオープンエアの楽しみ方というのも何となくわかってきておりまして、紙面を通して、そういう福岡の文化を、楽しい文化を紹介していきたいと思っております。

ただ一方で、生活する人からのまた別の視点があると思っております、それをこの会を通じて学ばせていただいて、また紙面を通して福岡の文化である屋台を応援していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 私も若干、自己紹介させていただきます。

私は、福岡県の旧浮羽郡吉井町、今のうきは市で生まれ育ちまして、18歳までおりました。高校は久留米です。大学から京都へ行きまして、後はずっと転々と新聞記者をしておったものですから、あっちこっち流れ歩いて、今は東京に住んでおります。

福岡に来ると大体、最後は屋台かなというのは私もそういう流れになっておりまして、ただ、僕がずっと感じていたのは、ちょっと衛生的にどうなんだろうとか、ちゃんと洗っているのとか、そういうのをちらちらと見ながら、でも、まあ、いいかと、我々が育った昭和20年代はもっと衛生は悪かったからと思った記憶があります。おそらく、これからそういうことも議題にはなっていくんだろうと思いますが、今日、いろんな業界、地域

とか、さまざまな立場の方がお集まりになっているので、できるだけ皆さん方のお話を集約する形で議事運営を進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご協力を願いたいと思います。

では、私は終わりました、次お願いします。

【中原委員】 皆さんこんにちは。中原と申します。私は、福岡市身体障害者福祉協会の会長をしております。身体障害者福祉協会というのは、簡単に言いますと、障害者の方が幸せに暮らせるように、それなりの事業をし、法制度の問題に取り組んでいるわけでございます。

私個人は、今の博多区の下川端、今、ホテルオークラの跡地で30年ほどサラリーマンとして勤めさせていただいておりました。周りはすべて、玄関のすぐ横からずっと十軒という屋台が軒並みあるところで30年間過ごして、専ら利用するばかりでございました。屋台のいいところとか、いろいろ問題点とかいうのも今考えてみるといろいろわかりますけど、若かったし、そういうところでもございました。今は、西区のほうに住んでおりますけど、就任の話をいただいて、考えてみると、最近あまり屋台には行ってないなということで、視察にちょこちょこ行かせていただいております。

先日も長浜のほうにちょっと行かせていただいたんですけど、突然の大雨で、私の親友といえますか、友達が仙台市から来まして、屋台に行きたいということで、ちょうどついでだったものですから行ったんですけど、ものすごい集中的な雨が降りまして、びっくりして見たら、屋台は屋台なりにいろいろ手を打たれて、タキロンみたいなのでずっとふせをされました。継ぎ目継ぎ目からぼとぼと雨が落ちるものですから、お客様がぬれないようにということで、手早くされたと。初めて、そういう光景を見ましたけど、いろいろ考えてあるんだなということで。

商業地区と住宅地区と歓楽街では屋台のあり方も違うんじゃないかなろうかと思って、今後もずっと視察に行くつもりでおります。

私は、今言いましたように、障害者の立場でいろいろ意見を出させていただきたいなと思っております。以上でございます。

【鳥越会長】 はい、ありがとうございます。

【西川委員】 西川ともゑと申します。博多ごりょんさん・女性の会の第2代目の会長と、それから、今回、福岡商工会議所女性会副会長としての立場で、これに参加させていただいております。

博多ごりょんさんというのは、女性の目を通して博多のまちを元気つけようということで、文化とか遺産を守っております。この屋台の問題に関しては、20年ほど前から、前会長、中村さんと一緒に勉強しまして、20年間、こういう屋台問題に携わってきております。

そして、私は一市民としての意見を申し上げたいと思っております。私にも屋台のお友達がございます。でも、公開ということで、責任の重大さをひしひしと感じております。そういうことで、この会に、そういう人間がおり、身のことを考えながら出席していることをご理解いただきたいと思います。

そして、鳥越さんは自分はあまり利害関係はないとおっしゃいましたけれども、福岡市民に与えるインパクト、影響は大きなものがございます。それをご理解いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【サーズ委員】 こんにちは。私は、フクオカ・ナウのニック・サーズと申します。カナダ出身です。日本に来て、ちょうど26年たって、最初は東京3年半、大阪1年、21年前に福岡に来て、13年前から、外国人向けの月刊情報誌「フクオカ・ナウ」をつくって、あとは外国人の観光客のための観光マップもつくっています。その仕事の関係で、屋台の取材、グルメ関係とかの経験がたくさんあって、もちろん個人的にも屋台へは何回も行っています。

基本的に私は屋台は大好きで、そういうことで、今回、私だけではなくて外国人の視点からいろいろな話をしたいと思っています。

福岡にとっては屋台あるのが非常に大きな特徴ですね。それで、もう一つ、今、実は世界中でストリートフード——屋台ではないんですけども——が今かなりはやっています。ブームになっていて、まちづくりのためにも役立っているし、いろんな意味で、せっかく福岡にはこういうすばらしい文化があるので、何かいい形で生かすべきと思います。よろしくお願いします。

【鳥越会長】 はい。次、どうぞ。

【早川委員】 福岡市食品衛生協会の代表で参りました早川でございます。

私も、福岡に参りまして、今年で焼鳥屋を始めて創業50年を迎えました。今週頭から盛大にお祭りをし、やっと今終えたところでございます。

やっぱり、福岡はおいしい食べ物があるまちでございます。それで、楽しみを持ってこれるまちが福岡でございます。何で楽しいかといったら、やっぱり一番手近な屋台を楽しみに皆さんが全国から集まってくるように思います。今回その問題を検討するため、皆さんでお話し合いをするわけでございますが、大いに楽しみに私も話に加わっていきたくと思います。よろしく願いいたします。

【鳥越会長】 はい、どうも。

【福山委員】 7区の自治協議会の代表で参っております。7区の中で、博多区にこういった屋台が多いということで、おまえ行けということでなりました。

福岡市は、小学校区を単位として自治協議会というのがあります。今日も3自治協議会の会長さんがお見えでございますが、私はそういった自治協議会と申しますか、私自身の意見というよりも地域の声を反映させるような形でこの会議に臨ませていただきたいと思っております。

私は現在、博多まちづくり推進協議会のメンバーでもありまして、新しい博多駅が今年の3月でき上がりましたが、それまでの間に博多駅からホームレスをなくす活動をやってきましたし、また、放置自転車の対策、それから道路愛称をどうしたらいいとか、あるいは街灯をどうつけたらいいかといったことで、今まちづくりに取り組んでいるところです。その中で、やはり中心になっているのは博多と天神を一体化した、いわゆるリンクしたまち歩きと申しますか、そういったことを考えています。

その中で、屋台については、私自身、もう10年以上行っていませんもんですから、皆さん方に、例えば、自治協議会の会議だとか、私は保護司をしているもんですから、保護司の180人ぐらいの会だとか、あらゆる会議で、これからもやっていこうと思っておりますが、アンケートを徴収しました。皆さん方の意見は二分いたしておりまして、例えば、今観光の目玉とかいうお話がありましたけど、観光の目玉と思っていない住民が3分の2いるという事実がわかりました。それから、ほとんど行かないと。それから、会長がおっしゃったように、一番多いのが衛生面ですね。それから、上からは出す、下からも出す、においがする、下水が詰まる、とにかく何とかならんかとか、そういう極端な例がありました。それから、まだひどいのは、やっぱり県外から来た方が屋台に連れていってくれというので連れていいたら、出した割りばしがかびだらけでぞっとしたとか、そういう意見もあります。

そういう一面もあるということも踏まえながら、しかし、3分の1の方には、やはり何

とかしてこれを残したいという気持ちがあります。このあたりの意見をどうやって皆さんとともに考えていったらいいのかということ、この会議の中で、私の意見というよりもアンケートを中心にして、データ面からお話ししたいと思います。そのアンケートは私の限られた範囲でございますので、あくまでも参考ということになりますが、参考にさせていただきたいと思います。以上です。

【吉田委員】 おはようございます。吉田まりえと申します。九州の暮らし創造研究所という個人でまちづくりのお手伝いをさせていただいております。まちづくりといっても、私の場合は、地域の今ある資源、川だったり、今回は屋台だと思うんですけども、広場だったり、建物だったりというものを、そこに住んでいらっしゃる地域の方と一緒に再評価をしながら、時に地域の課題を解決したり、魅力づくりを進めていったりするようなお手伝いをさせていただいております。地域資源と地域のコミュニティーを基盤にした地域づくりのお手伝いというふうにご理解いただければと思っております。

私自身は、屋台については、大学生のころから福岡にずっとおりますので、なれ親しんではいたんですけども、最近は専ら足がちょっと遠のいていまして、理由を考えると、私、トイレがとても近くてですね、屋台に行くと、コンビニに行ってくださいとか、どここの公園に行ってくださいって言われるのがちょっと苦痛で、ゆっくりできないなという印象があって、なかなか行かなくなりました。あと、ラーメンを食べに行かなくなったということもありまして、最近は県外からお客様がいらっしゃったときに専ら行くというようなかわりになっています。

この屋台というものについて、私が今考えていることというのは、目に見えるまちの景観の資源として貴重なものかなと思っております。福岡のまちはどんなイメージですかと言われたとき、ぱっと絵に浮かぶようなものって意外と少なく、例えば、空港とかに行くと、福岡ドームと福岡タワーとかいうようなものがあって、何かそれ以外のものってないのかなといったときに、なかなか絵になるものが見つけられない。いいまちなんだけれども、そういうわかりやすさみたいなものが比較的少ないような気がして、そういった意味で屋台というのは、少なくとも外の方からはすごく評価されている資源なんじゃないかなというふうに感じています。

ここのテーマは、共生、あり方というお話だったと思っておりますので、屋台を通じて、福岡のまちの魅力をどれだけ高めていけるのかというような観点から参加させていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。次、どうぞ。

【澤野委員】 長浜屋台組合長、澤野といいます。

組合員の生活を守るため、またお客様に屋台並びに博多を楽しんでいただくために日々努力しております。よろしく願いしておきます。

【安野委員】 私は、博多の組合長をしております安野と申します。

組合長をして15年になりますけど、いろんな問題を今まで指導してやってきましたが、今からは皆様方の率直な意見をいただきまして、指導に役立てたいと思いますので、よろしく願います。

【米倉委員】 私、福岡市移動飲食業組合の組合長をしています米倉と申します。

親から引き継ぎ38年、日本銀行の前で営業しています。店のいすに座れば、他県になり人と人とのつながり、飾り気のない話し合いの場をこれからも残していきたいと思いません。よろしく願います。

【鳥越会長】 はい、どうも。

一応、皆さんからご意見をお伺いしました。いろんなお立場の方がいらっしゃるというのが率直な私の印象です。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですけど、この中で屋台には一度も行ったことはないという方がいらっしゃったら手を挙げていただけますか。いらっしゃらない。ということは、全員、屋台経験はあるということでございますね。つまり、屋台とは何らかの形で、お客さんとして、もしくはビジネスとして、それから、地域を代表をされている福山さんはアンケートをおとりになっていて、地域では3分の2が観光の目玉ではないという意見があるというようなご紹介もいただきました。いろんな意見があるんだなということがわかりました。

いずれにせよ、屋台をどうするか、どうしていったらいいかということについてそれぞれお考えがあらうかと思えます。大体6回ぐらいこの研究会は行われる予定でございますが、最終的には何らかの形で市長のほうに会の総意として意見を取りまとめたと思っています。

今日は、あと、今の福岡の屋台の現状について、市のほうから一応報告、説明をしていただいて、それで質問がございましたら質疑もさせていただきたいと思えます。とりあえず市のほうからまず、屋台の歴史も踏まえて、現状をご説明をしていただこうと思えます。

じゃあ、臼井さん、願います。

【事務局（白井）】 それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。

改めて、総務企画局企画調整部企画課長、屋台課長の白井でございます。

【鳥越会長】 通称屋台課長と呼ばれている方です。26歳の屋台課長です。

【事務局（白井）】 よろしく願いいたします。頑張ります。

ご説明に当たりましては、正面にスライドショーもご準備しておりますので、こちらもごらんいただければと思いますし、あとは、お手元にお配りしている資料も同内容となっておりますので、もしこちらが見づらい場合にはお手元の資料をごらんいただければと思います。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本日、市のほうからご説明をさせていただきますのは、今回が初回でもあるということで、まず、この研究会を設置させていただいた趣旨をご説明いたしまして、あとはⅡからⅣ、現状、歴史、ルールのところ、屋台に対するイメージというのは結構、印象としては強いんですけども、実際現状としてルールなどがどうなっているかということをご説明を差し上げます。それから、Ⅴ、Ⅵでこれからの進め方の考え方についてご説明をさせていただきますければと思っております。

それではまず、本研究会の設置の趣旨等についてご説明をさせていただきます。

先ほどいろいろお話をいただいて、屋台にはいろんなにぎわいとか、楽しいところといういい面もある一方で、公共の場を使っていることに関する、衛生に関する、いろいろな課題もあるところでございます。

そこで、今回、まさに今いただいたようなご意見、さまざまな立場の委員の方々にお集まりいただきまして、ちょっとかたい言葉ですけども、福岡における屋台の意義、効果、課題についてさまざまな見地から多面的に検証いただきまして、また、屋台は福岡の日常に根差しており、福岡のまち並みを形づくっていることから、市民の方々、多くの方々と屋台についてともに考えることを目的として設置しているところでございます。そして、皆様には、これから屋台と福岡のまちの共生のあり方について検討をいただきたいと思っております。

また、市民の方々とともに考える、多くの方々とともに考えるということで、議論や検討の過程については広く公開し、また、情報提供を行うことでともに考える機運を醸成したいと考えております。そのため、本日、自由に傍聴いただいたり、マスコミの方々にも入っていただき、また、動画の配信なども行っているところでございます。

ここで、共生という言葉を使わせていただいておりますけれども、その共生の考え方といたしまして、屋台の特徴の一つが、先ほど世良委員からもございましたけれども、パブリックスペース、道路や公園などの公共の場所に屋台があるということです。

そのように、公共の場を使って営業している屋台が福岡のまちとともに生きるためには、適切な環境のもと、ルールを守りながら、住民の理解を得ながら、住民に愛されて存在していくことが必要なのかなと考えており、そのため、屋台が福岡のまちと共生、まさにともに生きるために必要となることや、そのあり方をご議論いただきたいと考えているところでございます。

研究会の構成でございます。

この研究会は、ジャーナリストの方々、学識経験者の方々などの一般の委員の方々と、あと、屋台と一体の関係を有する立場としての関係者委員の方々に構成をさせていただいております。また、飲食料飲組合の方々にも参加いただいております。議論に当たっては、皆様にさまざまな立場から活発なご議論をいただければと思っております。

そして、最終的には市長に提言をいただき、市長のもとで市役所内のプロジェクトチームにおいて、いただいた議論や提言を踏まえ、課題の整理、今後の方針決定を行いたいと考えております。また、必要に応じて、関係機関との調整も行ってまいりたいと考えております。

なお、最終的な取りまとめの際には、一定の第三者の目から委員の方々を中心に行っていただければと考えているところでございます。

続きまして、今後のスケジュールでございます。

先ほど市長からもございましたとおり、半年間をめどとして、この9月に研究会を設置させていただきまして、大体6回程度の検討をいただいて、平成24年3月には提言を取りまとめ、市長への報告を行っていただきたいと考えております。

なお、委員の方々には大変ご多忙な中にお集まりいただいていることから、年内の現時点での開催予定についてお示しさせていただきますと、第2回を11月4日金曜日の10時から、第3回を11月18日金曜日の9時から、そして第4回を12月22日の13時から、それぞれ予定しているところでございます。来年のスケジュールにつきましては、改めて調整をさせていただければと思っております。

この研究会の概要につきましては、以上でございます。

【鳥越会長】 ちょっと待ってね。

ここまでで何かご質問とかございますか。一遍にばあっといって忘れてしまうといけませんので。これまでのところで、何かご質問、ご質疑、何かございましたら、挙手でも何でも結構ですが、おっしゃっていただけますか。なければ先へ進みますけど、いいですか。よろしいですか。

〔「なし」との発言あり〕

【鳥越会長】 それじゃ、臼井さん、続けてください。

【事務局（臼井）】 それでは、続けさせていただきます。

ここから、福岡における屋台の現状について、イメージも含めまして屋台がどのようなものか、簡単にご説明をさせていただきます。

屋台と一言で言いますけれども、実はいろんな形がありまして、例えば、車というか、リヤカーみたいなのを引きながら飲食物を提供するようなところもあるんですけれども、福岡にある屋台は定置されていまして、そこでさまざまな飲食物を提供しているということです。ちょっと国語辞典を調べてみたんですけれども、路傍や空き地などに屋根のある台を設け、焼き鳥、おでん——ちょっとラーメンは入っていないんですが、焼き鳥、おでんなど簡単な飲食物を供する大衆的な店。もう一つの意味として、屋根つきの車で移動しながら簡単な飲食物を商う店。福岡の屋台は、車輪はついていて、移動しながらということではあるんですけれども、車を引きながら飲食物を提供するわけではなくて、まさに定位置にあるというところで、イメージとしては、どちらかというと①に近いのかなというふうに思っております。

福岡における特徴でございますけれども、まず、市内に150軒を超える屋台があること、また、あり方として、ある1カ所にぎゅっと集まっているわけではなくて、例えば、大通りやデパートに沿った歩道など、いろんな場所に点在していて、まちの中の公共空間に屋台があること。また、法律上の話として、道路や公園などの許可を明確に得ておりまして、合法的な存在として定位置に存在していることということが挙げられるかと思いません。

屋台のイメージを簡単に写真でご紹介をさせていただきます。ちょっと傍聴者の方は白黒でわかりづらくて申しわけありません。スクリーンをごらんいただければと思うんですが、いい面として、この写真をごらんいただいてもわかるように、すごく風情があったり、きれいな景色で、福岡らしさ、都市の個性となっており、先ほどお話しいただきましたとおり、観光客の皆さんが好んで行かれる場所でもございます。また、まちのにぎわい、あ

と言われておりますのが防犯効果で、夜、全く明かりのない道でなくて、人がいて、明かりがあるので、一定の防犯効果があるのではないかとされているところでございます。

その一方で課題もございまして、例えば、通行の阻害——道路上にどーんと店を出してしまったり歩道が一切通れなくなってしまうたり、あとは歩道の上で長い時間駐車してしまったり通れない理由になってしまうたり、あと視覚障害者用のブロックからすごく近い場所に物が置かれていて危ないという通行阻害みたいな課題があります。さらに、後でご説明いたしますけれども、準備の時間が決められているんですが、その時間前の準備であったり、大きさ、規格について、これもまた後でご説明しますが、2.5メートル掛ける3メートルという大きさをはみ出してしまうたり、あとは、屋台がないときに道路が汚れているとか、排水を道路上に流してしまうという課題もあると聞いているところでございます。

この屋台でございましてけれども、冒頭、市長からもございましたけれども、食品衛生法に基づく営業許可件数でとらえると、昭和40年ごろのピーク時には400軒以上ありましたけれども、だんだんと減少する傾向にございまして、現在は大体150軒程度、155軒の営業許可件数となっております。

この減少の理由についてはさまざまな理由があつて詳細に把握することは困難でございますけれども、一般的にはその事業者の方々の高齢化による廃業、また固定店舗への移行なども考えられるかと思っております。

なお、ちょっと年表に少し書かせていただいておりますけれども、後でご説明する、原則屋台の承継を認めない、原則一代限りという方針が平成7年であったり平成12年であったりというところで一定程度示されております。この方針が示された瞬間に大幅に減っているという図ではないんですけれども、今後、高齢化がさらに進んでくると、承継できないことによる影響もあるのかなというふうには思っております。

ここまでの屋台のイメージ、現状でございます。

続きまして、屋台の歴史についてご説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【鳥越会長】 質問ありますか。

【西川委員】 そこそこで質問してもよろしいですか。

【鳥越会長】 そうですね、あるようでしたら、ちょっとずつ区切っていきますかね。ざあっとやっちゃうと遠くなってしまうので。

それじゃ、ちょっと臼井さん、ここまでの1回切って、質問があればいただきますよ。

ここまでのところで屋台の現状を説明していただきました。屋台軒数の推移などのとこ

ろで一応終わっていますが、そこまでご質問、ご意見がありましたらおっしゃってください。西川さん、何かありますか。どうぞ。

【西川委員】 質問させていただきます。

2番の福岡における屋台の特徴、まちの中の公共の場所に屋台があるということですが、税金とかの徴収、そしてその管理、また使い方はどうなっているのでしょうか。それが一つの質問。

そして、3番目、屋台のイメージ、観光資源とありますね。那珂川の河畔の川っぶちの写真が出ておりますけれども、その場所はとても電気なんかが行き渡っておりますけれども、これは清流公園になりますけれども、電球が切れているんですよ。ほかの場所は電球が切れています。去年か私が申し上げましたら、コンデンサーが悪くて、明治通の橋なんか直してもらったんですけれども、一つだけ電球がつかなかったから、また申し上げましたら、3月で予算がない、4月になったら予算でつくという答えを聞きました。観光客は3月は来ないのでしょうか、4月になったら来るのでしょうか。そういうところを。

そして、那珂川の河畔のなぜ上のほうが暗くなったか。博多のまちを見るときに、昔は那珂川河畔にたくさんのネオンがありました。今それが半減しております。私は、これについて、那珂川を生かす視点でどうしたらいいかということを考えていただきたいと思います。屋台しかないのでしょうかというのが私の質問です。

それと、防犯効果のことを言われました。反対に4時過ぎまでありますと、大体ひたたくりに遭う女性とかというのは、5時とか早朝が多いんですよ。奈良屋とかあの辺でひたたくりに遭われます。大体朝何時なんだろうと思って見ましたら、朝4時、5時とかなんですよ。私は、防犯効果があるならば、もっとその地域に電球をつけてほしい。明るい電球ですね。それでヨーロッパでも防犯効果が上がったとマツシタ先生から聞いております。

以上が今までの私の質問でございます。

【鳥越会長】 どうぞ。

【福山委員】 通行の阻害という屋台のイメージのところですが、ちょっと補足をお願いしたいんです。先ほどの話では、2.5メートル掛け3メートルが営業範囲というふうに決められているんですが、2メートルというと、明らかに道路まで出ていますね。こういう写真を撮っていただいているんですが、これは違反ですよ。こういう事実があるということで、それを黙認されている行政と、それを黙認して写真を撮ること自体について、

私はちょっと疑問を感じたものですから、このあたりの考え方はどうでしょうか。

【鳥越会長】 まだありますか。では、まとめて。

【松汐委員】 今回のイメージのところ、要するにマイナスのほうの問題なんです、平成10年に、その問題を契機にして問題研究会ができていますよ。その13年前と今と全く変わらない問題が出てきているんです。むしろ、数は減ったんですが、結局、質的には悪くなっているという状況。私の近隣に屋台が7台ほどあります。住民の方から、毎日、日常、迷惑をしているという問題提起があったものですから、平成5年からそういう問題を扱っておりますが、やはり、平成10年に問題研究会ができたということで、安心して行政にお任せしておったんです。モニター制度もできた。でも、現状は、それから何ら変わっていない、これが今の住民感情の現状でございます。

先ほど、福山さんがおっしゃいましたように、そのときには市民の75%が屋台に反対をしていたんです。それが今6割ぐらいになった。でも、片や観光ということもあります。

私は子供のころから近隣に屋台の方がいらっしゃいましたし、青年時代は屋台によく行っておりました。40年ぐらい前の初代の方たちはご夫婦でやられてる非常にいい方たちばかりで、少しお金がたまったら店を持つとかということでやめられた結果、数が減ったということになってます。

やっぱり市民との共生をしていかれることが今回のテーマの一番大事な要素じゃないかなというふうに思っております。観光のためには屋台ではないというふうに思っております。

【鳥越会長】 幾つか疑問が出されていますが、市側からの説明を聞く前に、委員同士でちょっと話をしたほうがいいのかと思うんですね。

今はどちらかといえば、市の説明について、そうじゃないんじゃないのという意見が幾つか出されております。それから、西川さんのほうからは電球の問題であるとか、それから、ひたたくりですか、これも電球の問題ということらしいですけれども、ほかの皆さんはどうですか。今出された、例えば、観光資源ということについて、皆さん、どういうふうにお思っているのか、ちょっとご意見をお聞きしたいんですけれども。

私は個人的には、博多に来ると、とりあえず屋台に行きます。ほかのまちではあんまりこういう屋台は見ませんので、私自身は観光の資源にはなっているんだろうなという印象は持っております。ただ、住んでおられる方からすると、それはまた別の印象でしょうか、その辺について皆さん、どういうふうにお思っているか。どうでしょう、どな

たか。いかがですか。

【中原委員】 中原です。今お話が出て、説明があったところまでで言いますと、屋台の問題について、どういうところに問題があるか、どういうところがいいかというお話が出ていたんですが、やっぱり場所によって大分、環境が違うと思うんですね。商業地区、那珂川沿いのような繁華街に近いところと、やっぱり住宅に近いところとでは大分、問題点が違ってくるんじゃないかならうかと思っております。

それから、歩道の広さとか、歩道に対する屋台の占有数とかによっても大分違ってくると思いますので、今から議論されていくんだと思いますが、やっぱり、この屋台を見直すということについて、そこのところを踏まえなくてはいけなくて、すべて含めて、いいか悪いかということになってくると、なかなかまとまりにくいんじゃないかならうかと思っております。

以上です。

【鳥越会長】 じゃあ、ニックさんどうぞ。

【サーズ委員】 似ている意見なんですけれども、両方あると思うんです。観光のための屋台と、全然観光と関係ないところがあります。私個人的によく行く屋台のマスターと話すと、旅行客はほとんど来てなくて、彼にとっては全く関係ないんです。もしかしたら外国人の視点からかもしれないですけども、福岡の人とコミュニケーションできる、それこそ外国人というか、旅行客におもしろい。そういう日本の文化と触れ合うチャンスがある。普通のレストランに入ると、隣の人に声かけられないんですね。しかし、屋台に入ると、隣の人と話ができたり、そういうちょっとユニークなところがあります。

それはそれなんですけれども、実は私のちょっと不安というか、質問なんですけれども、そういう10年前で調査があつて、いろいろ決まりとかあつたんですけども、何でそういう決まったことがもっときちんとチェックされてない、全然実行されていないのか。広さ2.2メートル掛け3メートルも全然無視してる。もしかしたら、その2.2メートル掛ける3メートルがもともと現実的ではなかったのかもしれないんですけども、でも、どうして、全くルールが守られないのか。

【鳥越会長】 屋台の関係者が澤野さん、安野さん、米倉さん、3人いらっしゃいます。平成7年ですか、そういう指導があつたにもかかわらず、なかなか変わっていないというふうな声もあるんですけども、その辺はいかがですか。

【安野委員】 私は博多のほうでございますけど、一応、そういう規格外で営業するよ

うなことは大分指導しているんです。大分よくなってきていると思うんですけど、ままたま言うことを聞かない店がある一部ございます。しかも、それは、結局、屋台が狭過ぎる、収容人員が少ないという面でテーブル出したりしている店が多々あるわけでございます。

それに対して私たちも指導はしているんですけど、時間になりますと、私たちもしょっちゅう回るわけじゃございませんのでね。だから、そういうものは地区に理事がおりまして、その理事さんたちに注意してもらうようにやっているんですけどね。

【鳥越会長】 なるほど。どうぞ。

【松汐委員】 今の件で、私はおっしゃる意味がよくわかりません。町内ですから、この問題研究会ができた以降毎年、毎年じゃなくても毎月ずっとチェックしているんですが、ほとんど7台が7台ともテーブルは出していますし、ひどいところになると2台所有されて、三つのテーブルを置かれて、なおかつ歩道に車を置かれる。それを注意すると、私の自宅に嫌がらせの電話が入ります。これは現実です。そういう経過があるんで、なかなか住民の方は声を出しません、はっきり言いまして。

市の担当者呼んで、うちの町内で話し合いをしたんですよ。実際に迷惑がかかっているとおっしゃる方がいるので、どうぞ委員になって我々と一緒にやりましょうと言ったら、怖いと。ちょっと注意するだけで、結局、相手はお酒も入っているし、それから車も堂々と屋台の前にとめて、飲酒をされて運転をされるという現状がある。それを博多署に言いますと、それはよくわかりますと。ただ巡回も人が足りませんで、月に何回かは巡回で行っているんですが、そういう場合には注意はしますけれどもと言うけど、日々毎日、そういう状況が続いている。トイレの問題も、近くにトイレがないもんですから、川においてしたり、それから、住民側の車庫に大のほうをしたり、そういうことがずっと続いているんですよ。においと、要するに残りの油を下水に流す。町内清掃をしたりしたときに、私どもが一番苦労するのは、油がついていますので普通の清掃では取れないんです。そういう事態が13年、全く変わっていないです。

我々が唯一頼りにしておったのは、一代限りということが決まりましたんでというから、トラブルはもう避けておこうと、このままにしておけば、自然と住的環境はよくなるんじゃないかなというお話し合いをした経験があります。

【鳥越会長】 はい、どうぞ。

【内林委員】 個人的な立場で、さっき話しましたが、やはり地域とすれば、それぞれお仕事でされている方と地域というのは利害関係が違うと思います。

私は今回初めて、この委員会に参加させてもらうんですけど、10年前も1回やられたと。それがやりっ放しなのか、検証されたのか。いろいろ後ろのほうに検証課題の視点という格好で書かれていて、説明があるのかもわかりませんが、今の議論をしていたんじゃない、また最初からやり直しという感じを受けるんですよ。やはり、前の提言に対して、どこまでどうされたかというのがあらかじめ発表されて、それに対して問題点を洗い出していくかと、せっかくこういう委員会をやっても同じことの繰り返しで、同じ提言で終わることになるんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、これは今日じゃないかもわかりませんが、前に検証された内容、それはどこが責任持ってやるのか、それと、強制力があつたのか、ないのか、そういうところまで含めて、ちょっと話の前段として伺いたいなと思います。

【鳥越会長】 これは私の理解ですけれども、おそらく、この共生の研究会というのが今回つくられたのは、これまでのそういう数回にわたる委員会なりがなされながら、必ずしもうまく機能してこなかったという歴史があつて、たまたま市長もかわつたので、新しい高島市長がそういう過去の実情を踏まえた上で、それをちゃんと検証する形で新しく、博多のまちと屋台との共生のあり方を見直していきたいというのが今の福岡市の考えだろうと思います。過去のことを言い出せば切りはなくて、もちろん、過去、ここはこうだったけど、こうなっていないということをできるだけ皆さんに言ってもらうんですが、それを市のほうで当然受けとめていただいて、これからの新しい共生のあり方の方針の中に盛り込んでいただきたいと思います。

これまでのいきさつからいって、できてないんだから、また同じことじゃないのという考え方もわからないではないんですけども、行政の当事者もかなりかわつていて、新しい再出発ということで、こういう会が設けられているわけです。もちろん、私は何も、過去のことを言わないでほしいと言っているわけじゃないんですよ。ぜひ、それは言ってほしいんですけども、考え方としては、できるだけ前を向いて、これからどうするんだということに皆さんの頭を切りかえていただくとありがたいなと、私としてはそういうふうに思っています。

どうでしょうか、皆さん、もうちょっと意見を言っておいたほうがいいのかという方がいらっしゃれば聞きますが。

【西川委員】 済みません、いいですか、そしたら。鳥越会長は、東京はなぜなくなったか、おわかりでしょうか。

【鳥越会長】 知りません。

【西川委員】 ご存じないですね。オリンピックのときに整理されたと聞いております。

【鳥越会長】 東京は、しかし、そんなになかったですよ、福岡ほど。

【西川委員】 四十何年ぐらい前は、新橋の前とか、あの辺とかにたくさんあったと思います。で、オリンピックでなくなった。

福岡はいつ、こういうふうに整理されたかをご存じありませんでしょう。今、半減しているのは、よかとびあのおきなんですよ。そういう博多独特の歴史があります。

昔の屋台の人たちは、大体今の料亭さんとか料理屋さんとかが、当時、屋台を引いていたわけです。日本中から引き揚げの方、また、大陸からの引き揚げの方が福岡に集まって、そういう人たちが一生懸命、大八車を引いて屋台をして、そして、自分はいつかはお店を持つんだというのが屋台だったんですよ。そして、今でも小さいお店を一生懸命していらっしゃる方、いっぱいいらっしゃいます。

今から歴史が出てくると思いますけれども、10年前ぐらいに共生のあり方で、なぜこういう条例ができたかというのは、お互いに譲歩されたからだと思います。こういう規則ができた背景は松汐さんをご存じじゃないかなと思います。

【松汐委員】 よろしいですか。さっき申しましたように、僕は決して共生に反対だと言っているわけじゃないんです。問題があったから、平成7年ぐらいから10年にかけて、市を挙げて検証したんです。それが一つの問題提起になって、これをルールブックとして、屋台さんと地域とがお互いに守っていきこうやと。その中で、それは過去のことじゃなくて、現在もその指導要綱というのは生きているんですよ。同じ状況の中で経過しているにもかかわらず、今、それが守られていないということを提起しているだけで、それを精査しないと前に進めないということなんです。

だから、僕はそのところをきちんと皆さんの目で見ていただきたい。屋台というのは地域別でいろんな要素があります。繁華街のど真ん中とか、天神のど真ん中とか、民家がたくさんあるところの中とか、そういう立地条件がいろいろあるんですが、それを総括し、先に進めるためには、まず、ある程度の基本的な現状認識をもう一度しないと、話し合いの原点が先に進まないんじゃないかなというふうに思います。

【鳥越会長】 わかりました。そういう事情があるということをもちろん前提として、この会は出発をするわけですがけれども。

じゃあ、ここでもう一度、市のほうから、そういった経緯も含めて……。あ、あります

か。

【井上委員】 過去のことにあまりこだわる気は私自身はないですが、これまでの屋台の対策とかの基本的な姿勢の一番根底は、一世代限りというところにあると思うんですよね。それを前提に共生を考えていきましょうということに来ていたんですよね。

ほんとうはさっき言おうかなと思って、幅広い議論をするためにあえて言わなかったんですけども、今回のこの研究会設置の趣旨のところにある「これから屋台が福岡のまちと共生するためのあり方」の共生というのは、これまでは一世代限りを前提とした共生だったと思うんですね。今回はどうなんですかと。要するに、一世代限りももう見直して、もっと福岡の売りとして屋台を、極端に言えば増やしていく、あるいはもっともっと活性化するのか。そういうことでいくと、一世代限りという話を必ずしないといけない。

それで、今日、先ほどから意見が出ているのは、一世代限りを前提とした共生をしてきたつもりなのに、ここでは一体どんな方向に議論が展開していくんだろうかということをお互いに共通認識として持っていないという大きな問題があるなという気がします。

【鳥越会長】 おそらく私の理解では、そこも全部1回ばらしてゼロからというふうに私は理解しています。もちろん、これまでの委員会なり何なりの話し合いは、それはそれとして材料としてテーブルの上にはあるわけだけれども、それを守らなきゃいけないということではなくて、ここで議論して、そのほうがいいというのであればそれでいいし、もう1回ばらしましょうということならば、それは私は全くニュートラルなつもりでいます。

【井上委員】 ただ、多分、委員の中にはこれまでの議論をベースにという方もいらっしゃると思うんですよね。

【鳥越会長】 そうですね。これまでかかわってこられた松汐さんなんかだと、これまでの議論なり実績をちゃんと踏まえ、検証しないと話は進まんぞということですよ。

【松汐委員】 前回の委員会は、市民からの問題提起で、どうしてもそういう問題研究会をつくらなければいけないという状況になったんでつくったんです。負の意見がたくさんあったんで、じゃあ、ルールをつくりましょうということだったんです。

今回は、市長から観光として再生をさせましょうという話でおりにてきているわけですから、そこのところは、前回のことは市民が考えて、お願いしてつくった問題研究会なんで、まずもう一度それを検証してもらって、現在のルールがどうなっているのか、それを守っていただいているのかを検証してから前に進みましょうやということですよ。

【鳥越会長】 それはそれでよろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」との発言あり〕

【鳥越会長】　　じゃあ、そういうことも踏まえて、市の臼井さんのほうから、歴史的に屋台の問題をちょっとご説明していただきたいと思います。

【事務局（臼井）】　　かしこまりました。

今ご議論の市としての考え方も今後ご説明の中に入ってくるかと思しますので、一度、全体流してご説明をさせていただきます、その中でまた改めてご意見をいただければと思っております。

では、屋台の歴史でございます。行政とのかかわりの中での屋台の歴史をまとめさせていただきます。

まず、屋台のルーツといたしまして、戦後の混乱期の中で発生したものとされておりまして、本日も委員として屋台組合の方々にお越しいただいておりますけれども、屋台組合が昭和25年に結成されたとされております。

行政との関係で、昭和30年には当時の厚生省より示された食品衛生法に基づく許可方針、それを受けた昭和31年の県の条例の施行、ここで食品衛生法に基づく営業形態の一つとして屋台が認められ、また、昭和37年には県警において道路交通法の運用に当たっての道路使用許可取扱要綱が決定される中で、屋台は食品衛生法であったり、道路交通法に基づく許可の対象として一定の位置づけがなされてきているところでございます。許可の対象となるというのは、規制のように聞こえますけれども、一定の条件の中で営業ができる、法的にそういう位置づけをするという意味合いもでございます。

その後、昭和63年には、一代限りを内容とする覚書を締結した上で清流公園に屋台を集約化する、また、平成7年には県議会において、原則新規参入は認めないとする県警の本部長答弁がなされまして、屋台に対する一定の方針が示されたところでございます。

そのような状況のもとで、先ほどご議論いただきましたけれども、福岡市独自の取り組みとして、屋台については当時問題がたくさんあったので、それに対応するべきではないかという趣旨で、平成8年に屋台問題研究会が設置され、平成10年には市長への答申、それを受けて福岡市としてもさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。これについては、また改めてご説明させていただきます。

そこで、取り組みの一つといたしまして、平成12年には福岡市屋台指導要綱を制定し、屋台営業に当たっての基本ルールを決めるとともに、道路占用や公園利用に当たっての原則一代限りのルール、いわゆる原則一代限りも明文化したところでございます。これは、

先ほどご議論いただいたとおりでございます。

このように、福岡市の屋台としては、さまざまな議論や法的位置づけの議論を経て現在に至っているところでございます。そして、今このような経緯を踏まえて、屋台について改めて考えるために、この研究会を設置させていただいたところでございます。

福岡市において、他都市と比較して特に屋台が残ってきた理由はいろいろ考えられると思うんですけども、昭和25年に屋台組合が結成されて、組織的に行政とかかわっていく中で、食品衛生法、道路法、また道路交通法など、法令上の位置づけを明確にして、合法的な存在として位置づけてきたこと、そういう道路使用に対して行政として厳格な抑制をしてきたわけではないということ、また、屋台に対して市民の間で関心が高まってきて、食文化や風情などの面で独自の商業形態として認知されたことなども考えられるところでございます。

当時の屋台問題研究会のアンケートでも、問題があるかないかということだと問題があるという回答も多かったところではございますけれども、では、あったかほうがいいか、ないほうがいいのかというところでは、当時のアンケートでは、あったほうがいいのかという回答が多かったところでもございます。

この中で、先ほどお話しいただいた屋台問題研究会について、市の独自の取り組みでもございますので、概要をご説明させていただきます。

平成8年の8月から平成10年の1月の間、屋台対策に資することを目的として、当時も学識経験者の方、市民等の方々にご就任いただいて、屋台問題研究会を設置し、全7回開催したところでございます。当時は、松汐委員からもございましたとおり、さまざまな問題が取りざたされた一方で、市としてルールを明確にしていなかったという状況もございまして、そのような中、しっかり対策を行うべきだという趣旨で設置されたところでございます。

議論としては、アンケートなどをとりながら住民意識を把握し、さまざまな立場からご議論をいただいて、必要な政策の提言を行うということで開催しておりまして、この研究会の前身という位置づけとも考えられるかと思えます。

そこで、平成10年の屋台問題研究会報告書が出されまして、そこでの考え方でございますけれども、まず、行政上の課題、営業上の問題点というところを出発点にして、いろいろある問題、例えば、道路上で営業しているにもかかわらず、法的な位置づけが不明確と。後でご説明いたしますけれども、その当時は、道路法に基づく許可は位置づけが不

明確で、いわば、よくわからない存在としてとらえていた。また、衛生水準が不十分な部分、地域環境の阻害をしている部分、また、よくぼったくりと一般的に言われますけれども、高額な料金の請求などのトラブル、また、負担の不公平感などもあるのではないかという問題点が指摘される一方で、冒頭にもご説明いたしました屋台の効用として、福岡らしさ、都市の個性としての存在、観光資源、にぎわいづくり、深夜における犯罪の抑止、また、組合による営業モラルの向上に向けた自主的な活動などが効用、今の屋台の特徴として指摘されたところでございます。

当時、これら問題点、効用、それぞれ踏まえまして、当時の議論といたしまして、井上委員からもご発言ありました一代限りの方針が示されており、それを前提として、一定の効用も認められることから、その時点で直ちに廃止するということはしない。その廃止する、存続させるという議論の前に、まずは屋台営業の適正化に取り組むことが必要なのではないかという基本的な考えのもと、必要な施策がそれぞれ提言されたところでございます。

この施策についてはまた改めてご説明いたしますが、今、道路の通行を阻害している屋台の再配置であったり、営業の適正化、ルールの確立などが提言されているところでございます。

一度、全体流させていただければと思うんですが、現在の屋台のルールの概要でございます。よく、ルールが守られていないという話が出るところでございますけれども、そもそもどういうルールがあるのかという概要をご説明させていただければと思います。

まず、歴史のところでもご説明さしあげましたけれども、法令に基づく許可を屋台は今取っております。屋台営業を道路や公園で行うためには、その法令等に基づく許可として、ここに書かれているものが必要で、また、食品営業に関するものとして食品衛生法に基づく許可が必要でございます。

それぞれ簡単にご説明をさせていただきますと、許可には大きく分けて2種類ございまして、一つは場所に関する許可、もう一つは食品営業に関する許可でございます。今ある屋台は、それぞれ合法的な形として、これらの許可を受けながら営業しているところでございます。

場所に関する許可というのは、道路や公園がまさに公共の場、税金でつくられたものでもございますので、そこで私的な営業をするために許可が必要になります。

道路に関する許可といたしまして2種類ございます。一つは、通行の安全を守るための

道路交通法がございまして、これに基づく道路使用許可、これは警察の許可になります。もう一つは、公共の場としての道路を使うための道路法に基づく道路占用許可、これは区役所、道路管理者の許可となっております。

また、道路ではなくて、場所として、今、福岡市内では清流公園でございますけれども、公園で営業を行うに当たっては公園内行為許可というものが必要となっております、公園はもともと市民の憩いの場という役割もございまして、そういう場で営業するには、また一定の許可が必要になります。これにつきましては、道路占用と同じように、公園管理者として区役所の許可が必要となります。

これら許可の基準としては、また後ほどご説明しますが、道路や公園などを適正に使用すること、本来の用途を阻害しないことを基準としております。

また、ここで、これらの場所に関する許可については、先ほどありました新規参入や屋台営業による収入により主たる生計を立てている者以外への承継は認められていないということとされておまして、一般的に原則一代限りという言い方をされているところでございます。

続いて、食品営業に関する許可でございまして、これは食の安全を守るために、食品営業者であれば屋台に限らず必要となる許可でございまして、屋台の場合には、一般の飲食店の許可の基準に加えて、例えば、生ものの提供の禁止であったりというのも要件となっております。屋台は一般の飲食店と異なり外で行っておりますので、設備が十分に整えられない場合もあることから、このような要件を加えた形で許可されているところでございます。

今のは法令上に関する許可でございまして、もう一つ、福岡市独自の取り組みといたしまして、屋台営業者が遵守すべき事項として定められた福岡市屋台指導要綱というものがございまして、これについて経緯、概要をご説明させていただきます。

この福岡市屋台指導要綱は、先ほど申し上げた平成10年に取りまとめられた屋台問題研究会報告書において、屋台の営業の適正化を図るために一定のルールが必要であるという提言がなされ、それを踏まえて福岡市独自のものとして策定したところでございます。

安全で快適な歩行者空間を確保する、公共空間における適正な屋台営業を確保する、関係機関等と一体となった取り組みを図る、このような基本的な考え方に基いております。先ほど申し上げた道路占用許可は、屋台指導要綱定めるようなことまで許可の対象としてはおりません。ただ、道路上を使っていることから明確にすべきだという考えのもと、要

綱で、道路占用許可の基準や、条件に関する具体的な事項、また、許可の承継を認めない、いわゆる原則一代限りが規定されております。あとは、福岡市が指導に際して、屋台営業者に遵守を求める事項、また、道路、公園等の公共施設の本来の機能を維持するための再配置に関する事項などを規定しているところでございます。

次のページでございます。大まかなイメージといたしまして、まず、一番最初に申し上げた関係法令に基づく許可の基準や条件がございます。ここの基準としては、例えば、公共の場の適正な使用、あとは路幅の確保、例えば、2メートルであったり、視覚障害者用ブロックから0.6メートル、あと、営業時間が道路であったら午後6時から朝4時までということですね。あと、食品衛生法に基づいて生もの禁止というものがございまして、これに違反した場合には、その違反行為に対する指導や許可の取り消しなどの処分が行われるような規定となっております。

また、その他屋台の遵守事項が屋台指導要綱に規定されてございます。これは、許可そのものの基準になっているわけではないんですけれども、福岡独自の遵守事項として決められているものでございまして、屋台の構造であったり、水道等の環境整備、また、ぼったくりを防ぐための料金の明示なども規定されております。これらも違反した場合には指導の対象となりますけれども、明確な許可の基準や条件になっているわけではないというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、その他、屋台指導要綱に規定されている独自のものとして、再配置、通行や地域環境を阻害している屋台の再配置、また、屋台組合の加入や適正な屋台営業に努めること、そして、先ほど大崎委員からもございました市民の方々の屋台モニターであったり、優良屋台指定事業の推進などが規定されているところでございます。

遵守事項といったところで、一体、屋台営業者としてどういうルールを守らなければいけないのかということをご説明させていただきます。個別に読み上げることはいたしませんけれども、屋台の規格、大きさ、先ほどお話も出ていた3.0から2.5メートル、また、上下水道の設備やトイレの確保の努力義務、営業時間の6時から4時、おめくりいただきます、料金の明示、食品の取り扱い、あと、ごみはみずからの責任で適正に処理する、このような遵守事項が定められているところでございます。

ここで、原則一代限りとよく言われておりますけれども、これが一体どういうものなのか、かぎ括弧つきではございますが、議論の重要な論点の一つだと思っておりますので、ご説明をさせていただきます。

実は、これまで紹介したルールの中に、原則一代限りということが字として書かれているわけではありません。原則、だれかが受けた許可をだれかに渡すことはできないということや、新規参入ができないという考え方が方針、ルールとして決まっていて、それを総称して一般的に原則一代限りと呼んでいるところでございます。ここで、原則と書いておりますのは、屋台営業による収入で主たる生計を立てている者、生計が一緒である親族については例外として許可が認められていることから、原則と言っております。

基本的な考え方をここに書かせていただいておりますけれども、道路や公園が公共の場所であって、無秩序に営業を認めると本来の目的を果たさなくなってしまう。そのため、一定の理由が認められた場合に、そういう公共の場での私的な営業が認められる、逆に言うと、一定の理由が認められないと公共の場での私的な営業は認められないこととなります。例えば、社会慣習性であったり公益性みたいな話が、この一定の理由として考えられます。

現在の屋台営業者の方々は、長い歴史の中で屋台営業により主たる生計を立てており、一定の社会慣習が認められることから、屋台営業が認められないと生計が立てられなくなるとも勘案して、ルールの遵守や許可の条件を前提として、例外的に許可がなされております。

また、例外の部分でございますが、屋台営業による収入で主たる生計を立てている親族等についても同様に、承継ができないと生計が立てられなくなってしまうということからも許可がなされておりますが、それ以外の方については承継や新規参入は認められていないところでございます。

これが原則一代限りの基本的な考え方でございます。

現状やルールについては以上のとおりでございますけれども、ここから、先ほどご議論いただいておりますが、屋台を検討するに当たっての視点、考え方についてご説明をさせていただきます。ここでは、詳細の個別の論点というよりも、このような形でご議論いただく視点も必要じゃないか、これまでの検証をしっかりと行っていく必要があるんじゃないかという視点でご説明をさせていただきます。

まず、検証の必要性でございます。前回研究会で屋台に関して多面的な議論がなされ、屋台の問題点や効用を整理の上、必要な施策を提言されたというのは、先ほどお話しいただいたとおりでございます。そこで、内林委員からもございましたけれども、全く同じ視点で同じように議論すると同じような話になってしまうということもあるかと思えます。

今回大きく違うのが、前回の研究会があるということだと思いますので、前回と全く同じ議論をするわけではなく、前回の研究会での議論をもとに示された提案について、我々行政、また屋台営業者の方々も含め、何ができていて、何ができていなかったかということを変更して検証することが妥当だと考えております。

これまで大体10年か15年間程度たっておりますけれども、その当時はルールがない状態でルールをつくった。そのルールをつくってから今に至る中で、我々の取り組み、営業者の方々の取り組みの中で、どういう課題が見えてきたのか、そこで新たに見えてきたものをこれからのよりよい屋台のあり方の議論につなげていくことが必要なのじゃないかと考えております。

こちらは先ほどの再掲になりますけれども、問題点、効用を整理した上で一定の施策を示しております、この施策について我々としても、また営業者の方々も含め、全体でどういふことがなされていたのかということをしかりと検証する必要があるものと考えております。

今回は、全体としてどのような施策が当時提言されて、どのような視点があるかについてご説明をさせていただけたらと考えております。

まず、(1)でございますけれども、屋台の再配置でございます。

当時、平成10年の報告書の概要といたしましては、歩行者等の安全な通行や地域環境を阻害している道路上の屋台の再配置を実施と書かれておまして、これは、例えば、今の許可の基準として路幅を2メートル確保しなければいけないという基準があるんですけども、その基準に合致しないような屋台については再配置をする必要があるということで、再配置計画を策定しながら行政としては再配置に取り組んでいるところでございます。

その課題への視点といたしまして、どの程度、屋台の再配置が完了しているのかということ、全体として60軒(事務局注：正しくは66軒)対象となって、例えば、先ほどの写真にあったような長浜の屋台なんていうのも再配置の対象に当時なっているところでございますけれども、その中の60軒のうち36軒(事務局注：正しくは66軒のうち30軒)が未完了です。それについてどういう場所が多いのか、また、それについて何で完了ができていないのか、その課題としてどういうことが考えられるのかということについて我々からのご説明をさせていただいた上で、ご議論いただこうと思っております。

また、(2)で屋台の基本ルールの確立でございます。

先ほどご紹介いたしました、まず、平成10年の報告書の概要ですけれども、屋台営業

者の守るべき事項や道路や公園の管理者の指導監督、許可及び処分——許可の取り消しなども含めた処分ですね——などの基準となる屋台指導要綱の制定、また、関係機関との連携や講習会の義務づけということで提言がされておまして、実際、平成12年に屋台指導要綱を制定したというのは先ほど申し上げたとおりでございます。これについて果たして、ただつくるだけではだめで、屋台営業者の方々は守っているのか、また、行政としても法的な面を含めて指導の効果が十分なのかというところがあるかと思えます。

続きまして、屋台関連設備等の改善でございまして、平成10年には、報告書では、屋台営業者の応分の負担により上下水道の整備に努める、また、費用負担や管理等も含めた整備手法を確立した上でトイレの整備に努めるという環境整備の努力義務が報告されております。現在、整理しておりますので、またご報告させていただければと思うんですが、上下水道やトイレの整備状況は十分なのか、十分でないとしたらどういう対策を講じる必要があるのかという視点があるかと思っております。

続いて、適正な占用料の徴収でございますけれども、周辺地価や室料等を考慮した営利行為にふさわしい適切な道路の占用料を設定することになっておりました。前回研究会においては、まだその道路占用許可が出ていなかったこともございまして、占用料という形で徴収をしておりませんでした。前回研究会で道路の占用許可を認めるべきだという話になったことに伴いまして、占用料を設定しているところでございます。占用料そのものは5,000円、6,000円とか道路によって違いますけれども、大体1万円ぐらいです。その占用料について適切かどうか、負担の不公平感はないのか、そういう視点があるかと思っております。

最後になりますが、優良屋台店制度、屋台モニター制度の創設ということも当時提言されておりました。これは、いい屋台は指定して優良屋台店として一定の位置づけを認めるというものであったり、先ほどもお話にありました屋台モニター制度というものをつくって、市民の目からしっかり屋台のチェックが行えるような制度を行うべきではないかというところでございますけれども、優良屋台店制度については、最終的には実施には至っておらず、また、屋台モニター制度についても現状行われていません。当時行われたところでございますけれども、現状行われていないというところで、その施策をしっかりと実施していくための課題はどのようなものがあるかというものが視点にあるかと思っております。

これらそれぞれについて、我々としても今後、しっかりと課題の検証をした上で、第2回以降でご説明をさせていただきながら、それぞれの視座で課題の解決に向けたご議論を

いただければと考えております。

では、最後でございます。今後の進め方についてでございます。

今のような話も含めまして、我々行政として検討いただきたい視点といたしましては、まず、先ほど申し上げたこれまでの検証も踏まえまして、ルールの遵守、営業モラルの向上のために、屋台営業者の方々、そして我々行政はどのような役割を果たすべきか、また、先ほど再配置などが未完了というところがございますけれども、必要な行政の取り組みをどのように行っていくか、設備や制度上の環境整備をどのように行うか。これらは課題の視点ではございますけれども、前向きなというか、プラスの視点といたしまして、福岡市における屋台の意義、効用というのがどういうものなのか。文化、観光というふうに言われていますけれども、果たしてそれがどういうものか。そして、今後、屋台の望ましいあり方というのはどういうもので、最終的に市に提言をいただくということになりますので、市として屋台をどのように位置づけていくべきかということについてご議論いただければと考えております。

今後の議論で我々行政の立場でご報告させていただきたい内容といたしましては、市民や観光客に向けたアンケートを現在考えておまして、そこで前回研究会においてもアンケートが行われておりますので、そことの結果を比較する中で、この10年間、15年間で意識がどういうふうに変化してきたかとらえたいと思っております。

また、先ほど申し上げた、これまでの取り組みの検証というところを出した前回の施策で提言された部分でございますけれども、それぞれの項目について、より具体的に検証、検討を行いまして、ここでご報告させていただき、それを土台というか、基礎といたしましてご議論をいただくことが必要なのかなと考えております。

また、我々としては、その視点でご説明させていただければと思っておりますが、今後議論に当たって必要と考えられる情報、また、こういう方に意見を聞いたほうがいいんじゃないか、事前に何かこういうことを行ったほうがいいんじゃないかということについて、適宜、事務局にご意見をいただきまして、事務局としては、それを受けてご報告をさせていただきますと思っております。

また改めてご説明させていただくかと思いますが、最後、次回研究会の日程は先ほどお話しした平成23年の11月4日金曜日の10時からを予定しております、場所については、申しわけございませんが、現在調整中でございます。

そこでご説明させていただきたい項目といたしまして、現在検討しているアンケートの

結果、また、ルールに関する遵守状況——果たしてどういうところが守られていて、どういうところが守られていないのかを行政の目でしっかりと検証を行い、我々行政としてご説明をさせていただければなと思っております。

事務局からのご説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。

今の説明を聞いて、おわかりになったと思いますが、これまで松汐さんほかから、これまでの報告書、指導要綱の検証をちゃんとやった上でないと、この会をやる意味がないんじゃないかというご意見があったと思いますけれども、今の説明でわかりましたように、今回の会は、あくまでも、これまでの取り組み——報告書であり、指導要領であり、そういったものがちゃんと実行されているかどうか、守られているか、守られないとすればどこに問題があるのかということをちゃんと検証して前へ進みたいということが基本だということはおわかりになったと思います。今日はもう時間ありませんので、具体的な中身は次回以降にさせていただきますけれども、次回以降は具体的に、今日少し出たような前回こういうふうに指導要領をつくっているにもかかわらず現実はどうではないかといったようなマイナスの意見、それから、屋台の効用といいますか、福岡市における存在意義といったようなことも含めて、議論をしていきたいなと思っております。

皆さんから、もうあと10分少々ありますので、今、市からの説明に対する質問などがあれば、今ここで承って、次の会に生かしたいと思いますが、何かございますか。はい、どうぞ。

【池内委員】 今後の議論の考え方の中で、市民や観光客向けのアンケートってありますね。今現状、屋台をしていらっしゃる方の代表には来ていただいているわけですが、平成10年に1回いろんなルールを決めた中で、一代限りに決まったと。その後、いろんなこと、守られないことなどがあって、やはり実際に屋台をしている人たちへのアンケートはあって、その生の声を私は聞きたいなって思うんですが、それはいかがでしょうか。

【鳥越会長】 屋台に従事されている方ということですね。そういうアンケートは、今までやっていないの。

【池内委員】 それはあるんですか。

【事務局(臼井)】 現在のところは行っているところではございませんけれども、今後、屋台……。

【鳥越会長】 必要だということになれば、あり得るということですね。

【事務局（臼井）】 はい。屋台組合の方々のご協力いただきながらということですのでども。

【鳥越会長】 それは、安野さんや澤野さんたちも、当然そういう意見が出てきて、皆さんからそういうのをやったほうがいいよということになれば、やれますよね。

【安野委員】 はい。

【鳥越会長】 はい、わかりました。そういうことでよろしいでしょうか。

【松汐委員】 それと、もう一つよろしいですか。今後調べていただく中での検証ですね。一代限りというのも、私どもの近所で屋台経営をやっていた方、やめた方、いろんな方から聞くと、いや、全然守られていないよと、数は減っているんだけど。名義貸しとか、そういうのがあっているようにも聞くんですよ。そういうものも含めて調査をしてください。

【鳥越会長】 はい、わかりました。その一代限りということについては、ちょっと私もちょっと意見があるんですが、またそれは後で言います。

はい、吉田さん。

【吉田委員】 先ほどの議論の中で、現状で抱えている課題をどう解決するのか、観光としてどうするのかというお話があったと思うんですが、今の観光のトレンドっていうのは、インサイド・アウトという考え方なんです。要は、内側にいる者が誇りを持つものが、外から見た人に魅力があるという考え方をとるんです。一昔前は、外の人に向けてよく見せて、私たちの生活とは分けたりしていたんですけども、今はどちらかというと、私たちの生活の範囲の中でいいものが観光化されるという流れになっている。屋台に現地とのギャップがあるというお話であれば、一昔前の観光資源になりつつあるのかなという感想をちょっと抱きましたので、今回しっかり課題を解決していかないと、これからの観光資源としての可能性はどんどん減っていくんじゃないかなということを考えました。

そのためには、先ほど中原委員から、ここにある屋台はどういう状況になっているとかいうゾーン分けのようなお話があったように、調査される際に少しエリア的に、ここははみ出しが多いとか、そういった実態調査がもし可能であれば、具体的にお願いしたいんです。

今日の議論の中で、皆さんイメージしていらっしゃる屋台の場所がかなり違っているような気がしたんですよ。川沿いをイメージしている方もいれば、自分の近くという方もいらっしゃるって、それだと議論がかみ合わないような気がしたので、少し整理が必要では

ないかなということを感じました。

【鳥越会長】　　そうですね。私がちょっと見た限りでも、確かに道路の歩道にいっぱい屋台がはみ出しているところもあったし、きちんと歩道が確保されているところもあったし、それは場所によって大分違いますよね。具体的に言わないと、一般論ではなかなか難しいでしょうね。それはよくわかります。

それは、よろしく。

【事務局（臼井）】　　はい、事務局のほうで対応させていただきます。

【鳥越会長】　　はい、どうぞどうぞ。もう時間はあまりありませんけれども、言いたいことは今のうち言ってください。

【大崎委員】　　屋台モニター制度が10年前にやられて、その結果報告が出ていないんですね。何でもやることはやるんですが、その結果がどうなったんだという報告がないから、さっぱりわからんわけです。やった人は、ただやっただけで終わりという形になりますので、今後必ず報告を出していただきたい。こうした後には、こういうふうになったよということを出していただかないと、先に進まないんだろうと思うんです。

今度だって、10年前にこんないいものがあって、それっきり罰も与えなきゃ何もしないから、こういうふうに野放しになってきたという経緯があるんじゃないかなろうかと思います。そういう意味で、もう少ししっかり報告をしていただきたいと思います。

【鳥越会長】　　そうですね。はい、どうぞ。

【世良委員】　　世良でございます。次回以降について既に事務局のほうでご計画されてあるのかどうかかわからないままに申し上げるんですけれども、検証に当たっての視点というところで、(2)屋台の基本ルールの確立とありまして、そのルールが屋台営業者に遵守されているのか、遵守されていない場合の指導の効果は十分かということが書かれてございます。指導の効果は十分かということに関連して、具体的に、どのような指導がされているのか、つまり違反が仮にあった場合に、その違反に対してどういう指導ができるのか。指導の内容というのは、具体的には単なる改善を求めるといった法的な強制力を伴わないものもあるでしょうし、他方、きちんと法律上の処分を行えるというものもあると思うんです。それを一緒にくたに、ごっちゃにしたままで、単純にあいまいな指導というのだけにせず、強制力を伴うものと伴わないものをきちんと区分けして、どういう強制力が働くのか、その強制力を働かせることができる条件とは何かを浮き彫りにしないと、指導の実効性とか、指導の効果は十分かの検証はできないだろうと思うんです。

その意味で、指導要綱というのが一つのルールでございますので、その内容については、委員の皆様方のお手元にもあるのかもしれませんが、きちんと資料としていただきたいというのが私の要望の一つです。

それから、関係法令がいろいろございますので、どのような強制力があるのかというのは、法律をきちんと整理しませんことには、ぱっとただ読んだだけではわかりません。ですので、それをきちんとわかりやすい形で資料としてご用意いただきたいというのが2点目でございます。

これらがこれからの研究会のどの段階での資料として提示されるのか、ちょっとスケジュールングについてはわかりませんが、必要な資料ではなかろうかと思っております。

以上です。

【鳥越会長】 ほかにありませんか。はい、どうぞ。

【井上委員】 一世代限りということについて会長からお話があるようなんですが、検証の必要性のところに、この部分について改めて検証する必要があると枠で囲っているんですね。その外側に「一世代限りの方針が示され」ということになっています。そこは、とりあえずは今回の検証の対象になっていないんですね、事務局資料としては。後ろから3枚目の一番下のところですね。

【鳥越会長】 これですね。はい。

【井上委員】 この部分について、改めて検証する必要があるというふうに書いて、その後の資料もそうなっているんですね。「一代限りの方針」というところは、とりあえず対象外になっています。でも、先ほどもちょっとありましたけど、トレンドでいくと、魅力ってどんどん乏しくなるとかいうふうなこともあると思います。もしも、屋台のこれまでの話を全部御破算にして議論をしようとする、全然違うものになると思うんですね。この流れはどう見ても、一世代限りのルールを前提として、これから検証しましょう、その上で皆さん何か意見ありますかということのように読めるんです。そうすると、一世代限りの話をどこですのかなといったら、結局、最後から2ページ目、検討いただきたい視点というところに四つ書いていまして、屋台の望ましいあり方とはどのようなものか、そして、今後、市として屋台をどのように位置づけるか、ここで改めて一世代限りの話をするしかないんですが、ほんとうにこれでいいのかなというのが私の今の疑問です。

【鳥越会長】 ちょっと私の意見を申し上げますけど、これは実は屋台の問題の一番基

本的な利害の衝突の部分なんです。屋台を是とする人たち、つまり屋台を営業している人たち及び観光資源として必要だと思っている市当局や観光関係の業者などの屋台は博多には必要だという方は、もちろん、いろいろ改めるところはいっぱいあるんだけど、できるだけ屋台は維持していこうという考え方ですよ。

ところが、松汐さんなどの特に地域住民の意見を代表されている方のご意見を聞いていると、そこに住んでいる人たち、まちに住んでいる人たちからすると、近くに屋台があっても何ら利益にならない。むしろ、騒音とか衛生上の問題であるとか、不利益ばかりある。だから屋台はできるだけなくしてほしいと。極端に言えばね。そういうふうには、おそらく屋台をめぐる利害の衝突が厳然としてある。それが妥協の形で文言化されたのが一代限り。つまり、一代限りという文言を置いておくと、年を経れば経営者は老いて、結果的に減っていく。最終的に50年たてば屋台は1台もなくなる。そういう希望的観測で一代限りという文言が入ったんだろうと思います。

しかし、そこにはいろんな抜け道があって、子供に継承するならいいんだよということで、何とかして屋台は続けていきたいと。これはのっぴきならないことで、福岡市の屋台の一番根幹にかかわる問題が、この一代限りという文言に集約されている。

したがって僕は、井上さんの意見もこれまで積み上げてきた議論だから、それを抜きにしては語れないというのわからなくはない、それも貴重な意見だと思いますけれども、僕は、この委員会はそのことも1回全部取っ払って、その利害の衝突の部分も含めて一からちゃんと議論して、福岡市にとっては屋台は必要だというふうに住民の方も含めて納得して、つまり、そのかわり、こういうこともやります、こういうこともやります、こういう改善もやりますということを含めて屋台を存続していくのか。それとも、福岡市の住民にとっては屋台というのは必要でないよと、ちょっとずつなくしていきましょう、したがって、一代限りというのは厳密に施行していきましょうという考え方になるのか。これは始まったばかりなのでちょっとまだわかりません。

おそらく、市長は、利害の衝突はできるだけルールを厳密化することによって——針の穴に糸を通すようなものですが——調整し、福岡市の発展のために何とかして維持していきたい、さらに発展をさせていきたいというお考えのように、私はちょっと聞いております。それは市長のご意見です。ここは市長から委託された委員会なので、これから6回ぐらいの中で存分に皆さんの思っているところを出していただいて、最終的にどういう報告になるかわかりませんが、一定の結論を得たいなというふうに思っています。

したがって、なかなかそう簡単ではないなというのが私の正直なところでは。

というところで、時間が来ましたので、大体……。

【井上委員】 私自身は、一世代限りを前提として議論をするということではもちろんありませんので、そのことはお間違いのないように。一世代限りというこれまでの基本の上で議論をしようということではなくて、むしろ私自身も、これからの屋台のことを考える上では取っ払わないといけないだろうと思うんです。

【鳥越会長】 そうですね。それはなぜかという、そのことをちゃんと議論しないとですね、一代限りということもまた意味も見えてこないんです。

【井上委員】 要は、どこで議論したらいいのかというのをこれからの中で考えないといけないということを行っているだけです。

【鳥越会長】 わかりました。

ということで、一応、時間が来ましたので今日の会は一応終わりにさせていただきますが、次回はさらにこの中身に入っていきたいと思っておりますので、ぜひ、次回もご出席をいただいで、ご議論をいただきたいと思っております。

最後に臼井さんのほうから何かありますか。

【事務局（臼井）】 事務連絡として、次回研究会、11月4日金曜日の10時からでございます。場所については現在調整中で、固まり次第ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 それでは、今日の会はこれにて終了といたします。どうもご協力ありがとうございました。

— 了 —